

2019年10月1日現在

商品名	NCB建築名人
ご利用いただける方	<p>次の条件をすべて満たされる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■お申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、完済時の年齢が満81歳以下の方 ただし、「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険」「三大疾病保障特約付団体信用生命保険」もしくは「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を選択される場合は、申込時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、完済時の年齢が満75歳以下の方</li> <li>■年収・勤続年数等が下記基準を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>【給与所得者の方】</li> <li>・勤続1年以上、前年度税込年収200万円以上</li> <li>【会社代表者の方】</li> <li>・勤続2年以上、前年度税込年収200万円以上 (法人の直近の決算が2期連続黒字で繰越損失がなく、かつ債務超過でないことが条件となります。)</li> <li>【個人事業者の方】</li> <li>・営業2年以上、直近2年間の平均所得200万円以上 (過去2年間、税金の滞納や延滞がないことが必要です。)</li> </ul> </li> <li>■お取引店のお近くにお住まい、またはお勤めの方</li> <li>■保証会社の保証が受けられる方</li> <li>■団体信用生命保険への加入が認められる健康な方</li> </ul>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■お申込人またはご家族がお住まいになる住宅・マンションの建築・購入資金</li> <li>■住宅用地の購入資金(ただし、1年以内にご自宅を建築されることが条件となります。)</li> <li>■リフォーム資金(中古住宅購入にあわせたリフォーム資金もお申込みいただけます。)</li> <li>■建替の場合の既存債務の借換資金</li> <li>■住宅取得にかかる付帯費用および諸費用(保証料・火災保険料・登記費用等)</li> <li>■住み替えに伴う既存住宅売却後に残る住宅ローン残高(上限1,500万円)及び諸費用</li> <li>■セカンドハウス購入資金及び諸費用(購入に伴う諸費用)</li> <li>※原則、通勤・通学に使用する申込人もしくはご家族が居住する為の住宅であることが条件となります。 ※避暑・避寒・休養等が目的の別荘・リゾート等の住宅取得は対象外となります。 ※上記お使いみちの対象となる土地・建物については、お申込人が所有することが条件となります。</li> </ul>
お申込金額	■50万円以上1億円以下(1万円単位)
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■1年以上35年以内(1年単位)</li> <li>※対象となる物件が長期優良住宅に認定された新築戸建物件、および鉄筋コンクリート造または鉄筋鉄骨コンクリート造の新築マンションである場合、最長40年(1年単位)までお申込みいただけます。</li> <li>※中古物件の場合も、長期優良住宅に認定された戸建物件、および鉄筋コンクリート造または鉄筋鉄骨コンクリート造のマンションに限り、1年以上40年以内(1年単位)かつ建築から50年を超えない期間でお申込みいただけます。</li> </ul>
お借入利率	<p>以下のいずれかをご選択いただけます。(ご返済の途中に変更はできません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■金利選択型 固定金利特約(2年・3年・5年・10年・15年・20年)を結ぶことによって、特約にて定めた期間(特約期間)の金利を固定することができます。特約期間終了後は変動金利になりますが、再度固定金利特約を結ぶことも可能です。(固定特約期間中は変動金利等への金利の変更はできません。) 【変動金利期間中の金利見直しについて】</li> <li>・年2回の金利見直しルール お借入後の利率は基準利率の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率変更の基準日は毎年4月1日と10月1日の2回となり、基準日以降最初に到来する6月と12月の約定返済日の翌日から適用されます。</li> <li>・5年毎の返済額見直しルール 返済額の見直しは5年毎に行い、この間に金利が変更になった場合は返済額のうち元金部分の金額を増減させることで調整します。ただし、返済額の急激な上昇を防ぐため、変更後の返済額は変更前の1.25倍を上限とさせていただきます。</li> <li>■全期間固定金利型 お借入時の金利を完済時まで適用します。</li> </ul> <p>※現在の金利については、窓口にお問い合わせいただくか、ローン専用サイト「714919.jp」にてご確認ください。</p>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■土地・建物に対して、銀行または保証会社が第1順位の抵当権を設定させていただきます。</li> <li>※抵当権設定費用は別途ご負担いただきます。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■原則として不要</li> <li>※ただし、土地・建物に持分のある方、収入合算をされる方には連帯保証人となっていただきます。</li> <li>また、保証会社が条件とした場合も連帯保証人が必要です。</li> </ul>
保証会社	■西日本信用保証株式会社または九州総合信用株式会社の保証を受けていただきます。

保証料	<p>■お借入時に保証会社所定の保証料が必要です。 (例)お借入金額1,000万円・ご返済期間20年の場合:148,100円～296,200円</p>
ご返済方法	<p>■元利金均等毎月返済(6ヵ月毎の増額返済もご利用いただけます。) 月々決まった金額(元金+利息)をご返済いただく方法です。</p>
保険	<p>■団体信用生命保険 当行の指定する保険会社の団体信用生命保険にご加入いただきます。保険料は西日本シティ銀行が負担します。 ■火災保険 建物に対する建物評価相当額の長期火災保険に融資期間以上加入していただきます。</p>
手数料	<p>お借入時には以下の手数料が必要です。 ■事務取扱手数料・・・55,000円(消費税等込)</p> <p>金利選択型をご選択された場合、固定金利特約を設定するには以下の手数料が必要です。 ■新規お借入時・・・無料 ■変動金利期間中の固定金利特約設定時・・・5,500円(消費税等込)</p> <p>繰上返済を行う場合や返済条件を変更する場合、以下の手数料が必要です。 ■繰上返済手数料・・・11,000円(消費税等込)</p> <p>※金利選択型の固定金利特約期間中及び全期間固定金利型のご契約中に繰上返済される場合には、上記の他に以下の計算式による違約金が必要になります。 違約金=元本平均残高(注1)×[お借入金利-再運用金利(注2)]×固定特約残存期間 (注1)元本平均残高とは、繰上返済がなかった場合の固定特約残存期間における元本の平均残高。 (注2)再運用金利とは、繰上返済された元金を別の住宅ローン利用者に貸出しする際の住宅ローン基準金利で、固定特約残存期間によって以下の例に従い決定します。 例)固定特約残存期間が2年超3年以内の場合 ⇒繰上返済日前月の金利選択型3年固定特約基準金利 固定特約残存期間が5年超10年以内の場合 ⇒繰上返済日前月の金利選択型10年固定特約基準金利</p> <p>※上記にかかわらず、以下の資金で繰上返済される場合には違約金をいたしません。 ①余裕資金 ②家族を含めた退職金 ③所有不動産の収用・売却代金 ④親等からの財産の贈与金・相続金 ⑤その他銀行が繰上返済を正当と認めた場合</p> <p>■返済条件変更手数料・・・11,000円(消費税等込)</p>

※銀行及び保証会社所定の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※店頭で返済額の試算をさせていただきます。